

## 浜松市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「非農地証明書の交付について」(昭和58年4月1日総第46号 最終改正 平成20年7月17日付け農利第69号 静岡県知事通達、以下「県通達」という。)及び「非農地証明書の交付についての取り扱いについて」(平成20年7月17日付け農利第70号 静岡県建設部農地局農地利用室長通知、以下「県通知」という。)に基づき、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)における非農地証明書交付の事務処理について、県通達、県通知によるもののほか、必要な事項を定める。

(非農地証明申請書の審査)

第2条 農業委員会は、非農地証明申請書(以下「申請書」という。)(別記様式)が提出されたときは、申請書の記載事項、添付書類の審査を行い調査表を付して、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可の担当課の同意を求め、容認されたものについて、農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)、浜松市農地利用最適化推進委員若しくは農業調査員(以下「農業委員等」という。)に調査を依頼する。

2 非農地証明の内、県通達の別表基準の区分4並びに区分5に該当する申請書が提出されたときは、農業委員概ね3人と農業委員会事務局で現地調査を行い、農業委員は非農地に該当するか否かの判断に関する意見を、地区の農業調査会に報告する。

(農業委員等)

第3条 前条第1項の規定により、農業委員等は、申請書及び調査表に基づいて必要事項を調査し、農業調査会において調査結果を報告するものとする。

(農業調査会)

第4条 農業調査会は、農業委員等の報告に基づいて、非農地に該当するか否かの判断に関する意見を決定するものとする。

(総会の審議)

第5条 浜松市農業委員会総会(以下「総会」という。)は、非農地証明書の交付について審議し、承認又は却下の決定をするものとする。

(非農地証明申請の手続き)

第6条 申請書は別記様式とし、正副各1通を毎月25日までに農業委員会に提出するものとする。正本には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図写
- (3) 配置図
- (4) 土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)
- (5) 現況写真

(6) 固定資産税評価証明書（建築物については、建築年月が記入されたもの）

(7) 土地改良区の意見書

(8) その他農業委員会が必要とする書類

（非農地証明書の交付）

第7条 総会で承認された非農地証明申請については、その翌日から非農地証明書を交付するものとする。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会会長が定める。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

非農地証明申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市農業委員会会長

(住所)

申請者

(氏名)

印

下記1に記載の土地は、現況農地でないことの証明を申請します。

記

1 土地の表示

| 所 在 | 地 番 | 地 目 |    | 面 積<br>m <sup>2</sup> | 使 用 者 |     |
|-----|-----|-----|----|-----------------------|-------|-----|
|     |     | 公簿  | 現況 |                       | 住 所   | 氏 名 |
|     |     |     |    |                       |       |     |

2 耕作以外の目的に供した年月日

年 月 日

3 耕作以外の目的に供した理由

4 農地法所定の手続きをしなかった理由

5 農地法以外の法令による許認可の状況

浜農委証（非農地）第 号

上記1に表示した土地は、現況農地でないことを証明します。

年 月 日

浜松市農業委員会  
会 長

印